

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 9月19日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：18件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	循環水系硫酸第一鉄注入装置攪拌機操作スイッチの名称表示札が外れていたため、当該表示札を取付	D	
2	2号機	消火栓ホース収納箱（No. 1 軽油タンク脇）のサポート架台に錆が認められたため、当該サポート架台を点検・修理	D	
3	2号機	循環水ポンプ（A・B・C）駆動用電動機冷却水配管のサポートに錆が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	2号機	非常用ディーゼル発電機（2A）冷却海水系ポンプ（B）出口ストレーナ差圧検出配管のサポートに錆が認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	2号機	循環水ポンプ（A）軸受潤滑水入口配管において、保温材の一部に変形が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	3号機	原子炉再循環系MGセットすくい管コントローラ制御盤（A）点検時、制御用基板に動作不良が認められたため、当該基板を交換	D	
7	3号機	高圧復水ポンプ（B）駆動用電動機の点検において、固定子コイル楔に緩みが認められたため、当該コイル楔を修理	D	
8	3号機	原子炉格納容器隔離弁弁間漏えい試験において、テスト弁（4台）のシートパス等が認められたため、当該テスト弁を点検・修理	D	
9	4号機	高圧注水系タービン潤滑油供給電磁弁（SV-882）付近に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	C	
10	4号機	中央制御室エリア放射線モニタ記録計において、記録用紙押さえ棒のツメに折損が認められたため、当該部品を点検・修理	D	
11	5号機	タービン建屋換気空調系電気品室空調機（A）のドレン配管が詰まり気味のため、当該配管を点検・修理	D	
12	5号機	所内ボイラ（B）給水配管において、保温材の一部に破損が認められたため、当該保温材を点検・修理	D	
13	5号機	タービン建屋換気空調系電気品室空調機（B）のドレン配管が詰まり気味のため、当該配管を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	6号機	非常用炉心冷却系ポンプ吸込圧力計監視映像モニタにおいて、高圧炉心スプレイ系ポンプ吸込圧力計の映像不良が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
15	集中環境施設	廃液乾燥固化系遠心薄膜乾燥機復水器（B）ブロワ（A）配管が詰まり気味のため、当該配管を点検・清掃	D	
16	その他	昇降機設備（エレベータ、ダムウェータ）の定期自主検査記録において、労働安全衛生法に定める点検頻度に整合しない検査項目があることが認められたため、対応検討	C	
17	その他	海生物処理設備焼却装置の脱臭炉下部にダストの蓄積が認められたため、当該部を清掃	D	
18	その他	海生物処理設備汚泥返送ポンプ（A）に汲み上げ不良が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで